

平成 27 年 4 月 16 日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号 8309 東名)
三井住友信託銀行株式会社

資産運用会社「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」の業務開始について

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役社長:北村 邦太郎)は、子会社である三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:常陰 均、以下「三井住友信託銀行」)が、株式会社横浜銀行(代表取締役頭取:寺澤 辰麿、以下「横浜銀行」)との間で、平成 26 年 11 月に合併で設立した「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社(以下「スカイオーシャン」)」が、本日、資産運用会社として業務を開始しましたので、お知らせいたします。

1. スカイオーシャン設立の趣旨・目的

横浜銀行グループは、神奈川県・東京西南部を中心に店舗ネットワークを展開しており、お客さまの問題解決に資するソリューションを提供し、お役に立つことで、地域のお客さまに選ばれる銀行をめざしております。

三井住友信託銀行をはじめとする三井住友トラスト・グループは、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合したビジネスモデルで独自の価値を創出し、国内最大規模の資産運用残高・資産管理残高を誇る金融グループとして、高付加価値サービスを提供しています。

横浜銀行と三井住友信託銀行(以下「両社」)は、平成 26 年 10 月 29 日に締結した業務提携契約に基づき、中長期的かつ安定的な資産運用に資する投資商品を設定・運用するスカイオーシャンを設立しました。これにより、お客さまの資産形成を支援する活動をより一層強化することをめざしてまいります。また、両社は、今後提携先の拡大も検討してまいります。

2. スカイオーシャンの第 1 号ファンドについて


スカイオーシャンは、第 1 号ファンドとして、三井住友信託銀行がこれまで培ってきた「コア & サテライト運用戦略」に基づく投資商品販売に関するノウハウやインフラを活用し、お客さまに安心して長期間保有していただける、投資タイミングにかかわらず安定的な成長をめざす投資信託「スカイオーシャン・コアラップ(安定型 / 成長型)」を設定・運用します。

横浜銀行は、スカイオーシャンからこの商品の提供を受け、お客さまの資産運用ニーズをきめ細かく把握し、中長期的かつ安定的な資産形成を支援するポートフォリオの構築をこれまで以上にご提案してまいります。

< 第 1 号ファンドの概要 >

| | |
|--------|---|
| ファンド名称 | スカイオーシャン・コアラップ(安定型 / 成長型) |
| 商品分類 | 追加型投信 / 内外 / 資産複合 |
| 委託会社 | スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |
| 当初申込期間 | 平成 27 年 5 月 11 日(月) ~ 平成 27 年 5 月 25 日(月) |
| 設定日 | 平成 27 年 5 月 26 日(火) |
| 販売会社 | 横浜銀行 |

3. スカイオーシャンの概要

| | |
|--|---|
| 商号 | スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 (英文表記: Sky Ocean Asset Management Co., Ltd.) |
| (ブランドシンボルおよび社名ロゴタイプ) | |
|  | |
| 本店所在地 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号 横浜銀行本店ビル内 |
| 事業内容 | 投資運用業(投資信託委託業) |
| 金融商品取引業者登録番号 | 関東財務局長(金商)第2831号 |
| 加入協会 | 一般社団法人投資信託協会 |
| 設立年月日 | 平成26年11月25日 |
| 資本金 | 3億円 |
| 株主 | 横浜銀行 66% 三井住友信託銀行 34% |
| 代表取締役 | 代表取締役社長: 池田 鉄伸 代表取締役副社長: 神戸 敏之 |

4. 今後の見通し

平成28年3月期の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社および三井住友信託銀行の業績予想につきましては、平成27年3月期決算発表時に、本件の影響も踏まえて公表する予定です。

以上

ご注意事項

投資信託におけるリスクについて

- ・ 投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託を購入されたお客さまに帰属します。

投資信託にかかる費用について

- ・ 投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用については、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。

その他重要なお知らせ

- ・ このニュース・リリースは、スカイオーシャンの業務開始およびスカイオーシャンの第1号ファンドの概要に関する情報提供を目的として三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ・ 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
- ・ 取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)の内容を必ずご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。
- ・ 投資信託の設定・運用は運用会社がおこないます。
- ・ ご購入・ご解約のお申し込みについては、当初申込期間開始以後、販売会社にてお申込みになります。三井住友信託銀行は販売会社ではありません。
- ・ 投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。